

## いきいき茨城ゆめ国体笠間市識別用品整備要項

### 1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体において、競技役員等の識別用品に関し必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素、効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

#### 【リハーサル大会】

- (1) IDカード（カードケースを含む）
- (2) 帽子
- (3) その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

#### 【本大会】

- (1) IDカード（カードケースを含む）
- (2) 帽子
- (3) ジャンパー等
- (4) その他本大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 競技会係員
- (4) 競技会補助員
- (5) 選手、監督、大会関係者等
- (6) 視察員、報道員等
- (7) その他（既存施設の職員、警備員・清掃員等の委託業者）

### 4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則としていきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、本大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

### 5 識別用品整備委託

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

ただし、競技役員及び競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びそのデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、競技団体へ整備を委託するものとする。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じてこの要項を準用する。